

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章（第十三章 略） 第十四章 雑則（第百八十六条） 附則 （勤務体制の確保等） 第二十条 略 2・3 略 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（衛生管理等） 第二十一条 略 2 略 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じな</p>	<p>目次 第一章（第十三章 略） 附則 （勤務体制の確保等） 第二十条 略 2・3 略 2 略 第二十一条 略 （衛生管理等） 第二十一条 略 2 略</p>

なければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

4 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

（揭示）

第二十二條 略

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

（市町村等との協力等）

第二十六條 略

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

（管理者の責務）

第三十六條 条例第二十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事

（揭示）

第二十二條 略

（市町村等との協力）

第二十六條 略

（管理者の責務）

第三十六條 条例第二十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事

業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に条例第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十四条、前条、次条、第三十七条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十六条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供することができるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成十年政令第百四十二号。以下「令」という。）第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければ

業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に条例第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

ならない。

(準用)

第三十八条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第十一条、
第二十一条第一項並びに第三項第一号及び第三号並びに第二十二條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第二十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第三十二條各号」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十条 第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第二十四条から第二十八条まで及び第三十四条から第三十七条までの規定は、条例第三十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、
第十一条、第二十一条第一項並びに第三項第一号及び第三号並びに第二十二條第一号及び第三号並びに第二十二條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第二十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第三十二條各号」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十八条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条 第三十條から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十四條において準用する条例」と、
第十一条、第二十条、第二十一条第一項及び第二十二條中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第二十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第三十二條各号」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十条 第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条 第三十條から第二十三條まで、第二十四條から第二十八條まで及び第三十四條から第三十七條までの規定は、条例第三十五條第一項に規定する基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十八條において準用する条例」と、
第十一条、第二十条、第二十一条第一項及び第二十二條中「訪問介護員等」とあるのは「条例第三十五條第一項に規定する看護師又は准看護師及び介護職員」と、第二十二條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第三十四條第一項中「法定代理受領サービスに該当し

ない条例第二十四条に規定する指定訪問入浴介護（以下単に「指定訪問入浴介護」という。）とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護」と、第二十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十二条第一項中「条例第十五条各号」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例第三十二条各号」と、第三十四条第二項中「条例第二十八条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十四条、前条、次条、第三十七条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第三十八条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条の二から第十七条の二まで、第二十九条、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定並びに第四十条において準用する第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条から第二十八条まで、第三十四条、第三十五条及び第三十七条」と、第三十七条各号中「次条」とあるのは「第四十条」と読み替えるものとする。

（指定訪問リハビリテーションの具体的な提供の方針）

第五十一条 略

2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行う

ことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

ない条例第二十四条に規定する指定訪問入浴介護（以下単に「指定訪問入浴介護」という。）とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護」と、第二十一条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第二十二条中「条例第十五条各号」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例第三十二条各号」と、第三十四条第二項中「条例第二十八条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条並びに第三十四条、前条、次条 並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第三十八条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条、第十七条、第二十九条、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定並びに第四十条において準用する第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条から第二十三条まで、第二十四条から第二十八条まで、第三十四条、第三十五条及び第三十七条」と、第三十七条各号中「次条」とあるのは「第四十条」と読み替えるものとする。

（指定訪問リハビリテーションの具体的な提供の方針）

第五十一条 略

(指定居宅療養管理指導の具体的な提供の方針)
第五十七条 略

2 薬剤師

の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一～三 略

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

七 略

3 条例第五十九条に規定する歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の

(指定居宅療養管理指導の具体的な提供の方針)
第五十七条 略

2 薬剤師、条例第五十九条に規定する歯科衛生士又は管理栄養士の

の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一～三 略

四 略

的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(勤務体制の確保等)

第六十五条 略

2 略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第六十六条 略

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知

(勤務体制の確保等)

第六十五条 略

2 略

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第六十六条 略

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的
に実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して
行うことができるものとする。

(市町村等との協力等)

第六十六条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関し相談及び援助を行う市町村等の事業その他の市町村等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第六十六条の三 略

(準用)

第六十八条 第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十八條及び第三十六條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七條において準用する条例」と、第二十二條第

第六十六条の二 略

(準用)

第六十八条 第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條及び第三十六條の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七條において準用する条例」と、第二十二條

「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十四条、前条、次条、第三十七条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第七十一条から第七十六条まで並びに第七十七条において準用する条例第七条から第九条まで、第十三条、第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第六十二条、第六十三条、第六十四条第五項、第六十五条から第六十七条まで並びに第六十八条において準用する第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三条、第二十四条、第二十五条 及び第二十八条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十条 第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十八條、第三十六條及び第六十二條から第六十七條までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「第十五條各号」とあるのは「第七十三條各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七条から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十四條、前條、次條、第三十七條並びに第三十八條において準用する第三条から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十一条から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とある

中「第十五條各号」とあるのは「第七十三條各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条 の規定並びに第三十四条、前条、次条 並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条 から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第七十一条から第七十六条まで並びに第七十七条において準用する条例第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第十七条 の規定並びに第六十二条、第六十三条、第六十四条第五項、第六十五条から第六十七条まで並びに第六十八条において準用する第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三条、第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十条 第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十六條まで、第二十八條、第三十六條及び第六十二條から第六十七條までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條 中「第十五條各号」とあるのは「第七十三條各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七条から第九條まで、第十六條及び第十七條 の規定並びに第三十四條、前條、次條 並びに第三十八條において準用する第三条から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十条 から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とある

のは「第七十九条において準用する条例第七条から第九条まで、第十三条、第十五条の二、第十六条、第十七条の二及び第七十一条から第七十六条までの規定並びに第七十条において準用する第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第六十二条から第六十七条まで」と、第六十三条中「指定通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）」とあり、並びに第六十四条第五項、第六十五条並びに第六十六条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十七条第二号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第七十条」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十三条 第三条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十六条及び第六十二条から第六十七条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第六十二条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十二條第一項中「条例第十五条各号」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第七十三条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「条例第八十九条第一項に規定する従業者」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十四条、前

のは「第七十九条において準用する条例第七条から第九条まで、第十三条、第十六条、及び第七十一条から第七十六条までの規定並びに第七十条において準用する第三条から第十条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条及び第六十二条から第六十七条まで」と、第六十三条中「指定通所介護の提供に当たる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）」とあり、並びに第六十四条第五項及び第六十五条中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十七条第二号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第七十条」と読み替えるものとする。

（準用）

第八十三条 第三条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十六条及び第六十二条から第六十七条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第六十二条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十二條第一項中「条例第十五条各号」とあるのは「条例第九十二条において準用する条例第七十三条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「条例第八十九条第一項に規定する従業者」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条」の規定並びに第三十四条、前

条、次条、第三十七条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第十二条において準用する条例第七条から第九条まで、第十三条、第十五条の二から第十七条の二まで及び第七十二条から第七十六条までの規定並びに第八十三条において準用する第三条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第六十二条、第六十三条、第六十四条第五項及び第六十五条から第六十七条まで」と、第六十二条第二項中「条例第七十一条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第六十七条第二号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第八十三条」と読み替えるものとする。

（衛生管理等）
第八十九条 略

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。
- 3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

条、次条 並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第十二条において準用する条例第七条から第九条まで、第十三条、第十六条、第十七条 及び第七十二条から第七十六条までの規定並びに第八十三条において準用する第三条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条及び第六十二条、第六十三条、第六十四条第五項及び第六十五条から第六十七条まで」と、第六十二条第二項中「条例第七十一条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第六十七条第二号から第四号までの規定中「次条」とあるのは「第八十三条」と読み替えるものとする。

（衛生管理等）
第八十九条 略

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(従業者)

第九十二条 略

25 略

6 第二項第二号の生活相談員のうち一人以上は常勤とし、及び同項第三号の看護職員又は介護職員のうち一人以上は常勤としなければならぬ。ただし、利用定員が二十人未満である条例第四百二条第二項に規定する併設事業所の場合にあっては、生活相談員、看護職員及び介護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

7 指定短期入所生活介護事業者は、第二項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態像に応じ必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(条例第四百二条第二項に規定する併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する同項に規定する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

8 略

(設備及び備品)

第九十三条 条例第五十一条ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第一百四十四条において準用する条例第七十五条第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(従業者)

第九十二条 略

25 略

6 第二項第二号の生活相談員並びに同項第三号の看護職員及び介護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならぬ。ただし、利用定員が二十人未満である条例第四百二条第二項に規定する併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

7 略

(設備及び備品)

第九十三条 条例第五十一条ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第一百四十四条において準用する条例第七十五条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第百十四条において準用する条例第七十五条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略
2
5
6
略

(準用)

第百七条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで（第二十六條第二項を除く。）、第三十六條、第六十五條及び第六十六條の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「第十五條各号」とあるのは「第百十一條各号」と、同項中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十五條並びに第六十六條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十四條、前條、次條、第三十七條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十一條から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とあるのは「第百六條から第百十三條まで並びに第百十四條において準用する条例第八條、第九條、第十五條の二から第十七條の二まで及び第七十五條の規定並びに第九十四條から第九十七條まで、第九十九條から第百六條まで並びに第七條において準用する第四條から第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで（第二十六條第二項を除く。）、第六十五條及び第六十六條」と読み替えるものとする。

(二) 条例第百十四条において準用する条例第七十五条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略
2
5
6
略

(準用)

第百七条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで（第三十六條、第六十五條及び第六十六條の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第百十一條各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第六十五條中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十條から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とあるのは「第百六條から第百十三條まで並びに第百十四條において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條及び第七十五條の規定並びに第九十四條から第九十七條まで、第九十九條から第百六條まで並びに第七條において準用する第四條から第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで（第六十五條及び第六十六條）」と読み替えるものとする。

(設備及び備品)

第八十条 条例第十六条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 条例第十六条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下単に「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二百二十二条第二項において準用する条例第七十五条第一項に規定する計画に条例第二十号第三号に規定する利用者（以下この条において単に「利用者」という。）の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第二百二十二条第二項において準用する条例第七十五条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間に行うこと。

(三) 略

2・3 略

4 条例第十六条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十五条に規定するユニット（以下この節において単に「ユニット」という。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対する条例第十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護（以下単に「ユニット型指定短期入所生活介護」

(設備及び備品)

第八十条 条例第十六条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 条例第十六条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下単に「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第二百二十二条第二項において準用する条例第七十五条に規定する計画に条例第二十号第三号に規定する利用者（以下この条において単に「利用者」という。）の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第二百二十二条第二項において準用する条例第七十五条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間に行うこと。

(三) 略

2・3 略

4 条例第十六条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第十五条に規定するユニット（以下この節において単に「ユニット」という。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対する条例第十五条に規定するユニット型指定短期入所生活介護（以下単に「ユニット型指定短期入所生活介護」

という。)の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができ。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第百十五条に規定する共同生活室(以下この節において単に「共同生活室」という。)に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの条例第百二十条第三号に規定する利用定員(以下この条において単に「利用定員」という。)は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3)・(4) 略

5 略 (二) 略

(勤務体制の確保等)

第百十四条 略

2・3 略

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において

という。)の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができ。

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第百十五条に規定する共同生活室(以下この節において単に「共同生活室」という。)に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの条例第百二十条第三号に規定する利用定員(以下この条において単に「利用定員」という。)は、おおむね十人以下とするこ

(3)・(4) 略

5 略 (二) 略

(勤務体制の確保等)

第百十四条 略

2・3 略

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(5) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、利用者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百十五条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条から第二十八条まで(第二十六条第二項を除く。)、第三十六条、第六十六条、第九十二条、第九十四条、第九十五条、第九十八条、第一百一条から第一百三十五条まで、第二百五条及び第百六条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第百二十条各号」と、同項中「訪問介護員等」とあり、並びに第九十二条第三項及び第五項並びに第九十八条第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第二十七条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定中「条例」とあるのは「条例第百二十二条第二項において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十四条、前条、次条、第三十七条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十一条から第二十八条まで」とあるのは「第百七条から第百二十一条まで並びに第百二十二条第二項において準用する条例第八条、第九条、第十五条の二から第十七条の二まで、第七十五条、第百六条、第百十条及び第百十三条の規定並びに第百九条から第百十四条まで並びに第百十五条において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八条まで(第二十六条第二項を除く。)、第六

(準用)

第百十五条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条から第二十八条まで(第二十六条第二項を除く。)、第三十六条、第六十六条、第九十二条、第九十四条、第九十五条、第九十八条、第一百一条から第一百三十五条まで、第二百五条及び第百六条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二条中「第十五条各号」とあるのは「第百二十条各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、並びに第九十二条第三項及び第五項並びに第九十八条第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第二十七条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十四条の規定中「条例」とあるのは「条例第百二十二条第二項において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の二までの規定並びに第三十四条、前条、次条、並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十条から第二十八条まで」とあるのは「第百七条から第百二十一条まで並びに第百二十二条第二項において準用する条例第八条、第九条、第十六条、第十七条、第七十五条、第百六条、第百十条及び第百十三条の規定並びに第百九条から第百十四条まで並びに第百十五条において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條から第二十八条まで(第二十六条第二項を除く。)、第六

十六條、第九十四條、第九十五條、第一百一條から第三十三條まで、
第一百五條及び第六十六條」と、第六十六條第二号中「第八十八條第四
項」とあるのは「第一百十八條第六項」と、同条第三号から第六号
までの規定中「次条」とあるのは「第一百五條」と読み替えるも
のとする。

(準用)

第一百五條の三、第四條から第七條まで、第九條、第十二條、第十
四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二
十八條まで(第二十六條第二項を除く。)、第三十六條、第六十
五條、第六十六條及び第九十四條から第六十六條までの規定は、共
生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合におい
て、第二十二條第一項中「第十五條各号」とあるのは「第一百一
條各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「第一百五條の二第一
号に規定する共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以
下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十六
條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並
びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第
十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十四條、前
條、次條、第三十七條並びに第三十八條において準用する第三條
から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十一條から第二十
三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とあるのは「第百
二十二條の三において準用する条例第八條、第九條、第十五條の
二から第十七條の二まで、第七十五條及び第六十六條から第一百十三
條までの規定並びに第一百五條の三において準用する第四條から
第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二
條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで(第二十六條第
二項を除く。)、第六十五條、第六十六條及び第九十四條から第
百六十五條まで」と、第六十五條並びに第六十六條第二項第一号及び
第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介

十六條、第九十四條、第九十五條、第一百一條から第三十三條まで、
第一百五條及び第六十六條」と、第六十六條第二号中「第八十八條第四
項」とあるのは「第一百十八條第六項」と、同条第三号から第六号
までの規定中「次条」とあるのは「第一百五條」と読み替えるも
のとする。

(準用)

第一百五條の三、第四條から第七條まで、第九條、第十二條、第十
四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二
十八條まで(第三十六條、第六
十五條、第六十六條及び第九十四條から第六十六條までの規定は、共
生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合におい
て、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第一百一
條各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「第一百五條の二第一
号に規定する共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以
下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十六
條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並
びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第
十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前
條、次條並びに第三十八條において準用する第三條
から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十條から第二十
三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とあるのは「第百
二十二條の三において準用する条例第八條、第九條、第十六條、
第十七條、第七十五條及び第六十六條から第一百十三
條までの規定並びに第一百五條の三において準用する第四條から
第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二
條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで(第六十五條、
第六十六條及び第九十四條か
ら第六十五條まで」と、第六十五條
中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介

「護従業者」と、第九十八条第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六条第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百十五条の三」と読み替えるものとする。

(準用)

第百十九条 第四条から第七条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで(第二十六條第二項を除く。)、第三十六條、第六十五條、第六十六條及び第九十四條から第百六條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第九十六條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十二條第一項中「条例第十五條各号」とあるのは「条例第百二十八條において準用する条例第百十一條各号」と、同項中「訪問介護員等」とあり、第六十五條第三項及び第四項並びに第六十六條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあり、並びに第九十八條第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「条例第百二十四條第一項に規定する従業者」と、第二十七條第一項、第九十四條及び第百六條第二号中「条例」とあるのは「条例第百二十八條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十四條、前條、次條、第三十七條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十一條から第二十三條まで及び第二十四條か

「護従業者」と、第九十八条第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六条第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百十五条の三」と読み替えるものとする。

(準用)

第百十九条 第四条から第七条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで(第二十六條、第六十五條、第六十六條及び第九十四條から第百六條までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二條第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第九十六條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十二條中「条例第十五條各号」とあるのは「条例第百二十八條において準用する条例第百十一條各号」と、同條中「訪問介護員等」とあり、第六十五條中「通所介護従業者」とあり、及び第九十八條第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「条例第百二十四條第一項に規定する従業者」と、第二十七條第一項、第九十四條及び第百六條第二号中「条例」とあるのは「条例第百二十八條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十條から第二十三條まで及び第二十四條か

ら第二十八条まで」とあるのは「第二百二十八条において準用する
条例第八条、第九条、第十五条の二から第十七条の二まで、第七
十五条、第六十六条及び第八百八条から第九百三十三条までの規定並びに
第九百三十八条並びに第九百三十九条において準用する第四条から第七
条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三
条、第二十四条から第二十八條まで（第二十六條第二項を除
く。）、第六十五條、第六十六條、第九十四條から第九十七條ま
で及び第九十九條から第六十六條まで」と、第九十六條第二項中
「条例第七條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第二百二
条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第六十六
条第三号中「次条において準用する第十二條第二項」とあるのは
「第十二條第二項」と、同条第四号中「次条において準用する第
十七條」とあるのは「第十七條」と、同条第五号中「次条におい
て準用する第二十五條第二項」とあるのは「第二十五條第二項」
と、同条第六号中「次条において準用する第二十七條第一項」と
あるのは「第二十七條第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十二條 第四条から第七條まで、第九條、第十二條、第十四
條、第十七條、第二十二條、第二十四條から第二十八條まで（第
二十六條第二項を除く。）、第三十六條、第六十五條、第八十九
條、第九十四條、第九十五條第二項及び第九十五條の規定は、指定
短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、
第二十二條第一項中「第十五條各号」とあるのは「第三百三十五條
各号」と、同項中「訪問介護員等」とあり、第六十五條第
三項及び第四項中「通所介護従業者」とあり、並びに第八十九條
第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」と
あるのは「条例第三百三十條第一項に規定する従業者」と、第二十
七條第一項及び第九十四條中「条例」とあるのは「条例第三百三十
八條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から

ら第二十八条まで」とあるのは「第二百二十八条において準用する
条例第八条、第九条、第十六条、第十七条、第七
十五条、第六十六条及び第八百八条から第九百三十三条までの規定並びに
第九百三十八条並びに第九百三十九条において準用する第四条から第七
条まで、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十三
条、第二十四条から第二十八條まで
、第六十五條、第六十六條、第九十四條から第九十七條ま
で及び第九十九條から第六十六條まで」と、第九十六條第二項中
「条例第七條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第二百二
条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第六十六
条第三号中「次条において準用する第十二條第二項」とあるのは
「第十二條第二項」と、同条第四号中「次条において準用する第
十七條」とあるのは「第十七條」と、同条第五号中「次条におい
て準用する第二十五條第二項」とあるのは「第二十五條第二項」
と、同条第六号中「次条において準用する第二十七條第一項」と
あるのは「第二十七條第一項」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十二條 第四条から第七條まで、第九條、第十二條、第十四
條、第十七條、第二十二條、第二十四條から第二十八條まで
、第三十六條、第六十五條、第八十九
條、第九十四條、第九十五條第二項及び第九十五條の規定は、指定
短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、
第二十二條 中「第十五條各号」とあるのは「第三百三十五條
各号」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び 第六十五條
中「通所介護従業者」
と
あるのは「条例第三百三十條第一項に規定する従業者」と、第二十
七條第一項及び第九十四條中「条例」とあるのは「条例第三百三十
八條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から

第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十四条、前条、次条、第三十七条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十条から第二十八条まで」とあるのは「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十八条において準用する条例第八条、第九条、第十五条の二から第十七条の二まで、第七十五条及び第六六条の規定並びに第二百二十二条から第二百二十四条まで、第二百二十六条から第三十一条まで並びに第三百二十二条において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十四条から第二十八条まで（第二十六条第二項を除く。）、第六十五条、第八十九条、第九十四条、第九十五条第二項及び第二百五条」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第三百三十九条 略

2・3 略

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護

第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七条から第九条まで、第十六条及び第十七条の二の規定並びに第三十四条、前条、次条並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条及び第二十条から第二十八条まで」とあるのは「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十八条において準用する条例第八条、第九条、第十六条、第十七条、第七十五条及び第六六条の規定並びに第二百二十二条から第二百二十四条まで、第二百二十六条から第三十一条まで並びに第三百二十二条において準用する第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十四条から第二十八条まで（第六十五条、第八十九条、第九十四条、第九十五条第二項及び第二百五条）」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第三百三十九条 略

2・3 略

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四百十条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで(第二十六條第二項を除く。)、第三十六條、第八十九條、第九十四條、第九十五條第二項、第二百五條、第二百二十條、第二百二十二條、第二百五條から第二百二十七條及び第三百一十一條の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「第十五條各号」とあるのは「第四百四十四條各号」と、同項中「訪問介護員等」とあり、並びに第八十九條第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第二十七條第一項及び第九十四條中「条例」とあるのは「条例第四百四十六條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十四條、前條、次條、第三十七條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十一條から第二十八條まで」とあるのは「第四百四十一條から第四百四十五條まで並びに第四百四十六條において準用する条例第八條、第九條、第十五條の二から第十七條の二まで、第七十五條、第六百六條及び第三百三十七條の規定並びに第三百三十四條から第三百三十九條まで並びに第四百四十條において準用する第四條から第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十四條から第二十八條まで(第二十六條第二項を除く。)、第八十九條、第九十四條、第九十五條第二項、第二百五條、第二百二十二條、第二百二十六條、第二百二十七條及び第三百一十一條」と、第二百二十條中「条例第

(準用)

第四百十条 第四条から第七条まで、第九条、第十二条、第十四条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで(第二十六條第二項を除く。)、第三十六條、第八十九條、第九十四條、第九十五條第二項、第二百五條、第二百二十條、第二百二十二條、第二百五條から第二百二十七條及び第三百一十一條の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條中「第十五條各号」とあるのは「第四百四十四條各号」と、「訪問介護員等」

とあるのは「ユニット型指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第二十七條第一項及び第九十四條中「条例」とあるのは「条例第四百四十六條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第二十一條から第二十八條まで」とあるのは「第四百四十一條から第四百四十五條まで並びに第四百四十六條において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條、第七十五條、第六百六條及び第三百三十七條の規定並びに第三百三十四條から第三百三十九條まで並びに第四百四十條において準用する第四條から第七條まで、第九條、第十二條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十四條から第二十八條まで(第八十九條、第九十四條、第九十五條第二項、第二百五條、第二百二十二條、第二百二十六條、第二百二十七條及び第三百一十一條」と、第二百二十條中「条例第

百三十条第一項の」とあるのは「条例第四百四十六条において準用する条例第三百十条第一項の」と、第三百三十一条第二号中「第三百三十三条第四項」とあるのは「第四百四十二条第六項」と、同項第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百四十条」と読み替えるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の方針）
第四百四十八条 略

2 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（勤務体制の確保等）
第五百五十四条 略

2・3 略

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

百三十条第一項の」とあるのは「条例第四百四十六条において準用する条例第三百十条第一項の」と、第三百三十一条第二号中「第三百三十三条第四項」とあるのは「第四百四十二条第六項」と、同項第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百四十条」と読み替えるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の提供の方針）
第四百四十八条 略

2 略

（勤務体制の確保等）
第五百五十四条 略

2・3 略

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第五十八條 第五條、第六條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十六條、第六十六條及び第一百一条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「第十五條各号」とあるのは「第五十七條各号」と、同項中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十六條第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第二十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第五十九條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十四條、前條、次條、第三十七條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十一條から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とあるのは「第五十一條、第五十二條、第五十四條から第五十八條まで並びに第五十九條において準用する条例第十五條の二から第十七條の二まで、第三十條及び第七十五條の規定並びに第四百三十三條、第四百四十四條、第四百四十六條から第四百五十七條まで並びに第五百十八條において準用する第五條、第六條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第六十六條及び第一百一条」と読み替えるものとする。

（準用）
第六十四條 第五條、第六條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十六條、第六十六條、第四百四十四條、第四百四十六條から第四百四十九條まで及び第五十二條から第五十六條までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條第一項中「第十

第五十八條 第五條、第六條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで、第三十六條、第六十六條及び第一百一条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條 中「第十五條各号」とあるのは「第五十七條各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第二十七條第一項中「条例」とあるのは「条例第五十九條において準用する条例」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條 の規定並びに第三十四條、前條、次條

並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十條 から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とあるのは「第五十一條、第五十二條、第五十四條から第五十八條まで並びに第五十九條において準用する条例第十六條、第十七條、第三十條及び第七十五條の規定並びに第四百三十三條、第四百四十四條、第四百四十六條から第四百五十七條まで並びに第五百十八條において準用する第五條、第六條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで、第六十六條及び第一百一条」と読み替えるものとする。

（準用）
第六十四條 第五條、第六條、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで、第三十六條、第六十六條、第四百四十四條、第四百四十六條から第四百四十九條まで及び第五十二條から第五十六條までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十二條 中「第十

五条各号」とあるのは「第百六十六条各号」と、同項中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十六条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第二十七条第一項及び第百四十七条第二項中「条例」とあるのは「条例第百六十八条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七号から第九号まで、第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十四条、前条、次条、第三十七号並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第百六十四条から第百六十七条まで並びに第百六十八条において準用する条例第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第七十五条、第百五十二条及び第百五十四条から第百五十五条までの規定並びに第百六十一条から第百六十三条まで並びに第百六十四条において準用する第五条、第六条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第二十八条、第六十六条、第百四十四条、第百四十六条から第百四十九条まで及び第百五十二条から第百五十六条まで」と、第百四十六条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「条例第百六十条第一項に規定する基本サービス（以下単に「基本サービス」という。）を」と、第百四十九条第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第百五十四条第一項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

（従業者）

五条各号」とあるのは「第百六十六条各号」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第二十七条第一項及び第百四十七条第二項中「条例」とあるのは「条例第百六十八条において準用する条例」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七号から第九号まで、第十六条及び第十七号並びに第三十四条、前条、次条」及び並びに第三十八条において準用する第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十条から第二十三条まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第百六十四条から第百六十七条まで並びに第百六十八条において準用する条例第十六条、第十七条、第三十条、第七十五条、第百五十二条及び第百五十四条から第百五十五条までの規定並びに第百六十一条から第百六十三条まで並びに第百六十四条において準用する第五条、第六条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十三条、第二十四条から第二十八条まで、第六十六条、第百四十四条、第百四十六条から第百四十九条まで及び第百五十二条から第百五十六条まで」と、第百四十六条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「条例第百六十条第一項に規定する基本サービス（以下単に「基本サービス」という。）を」と、第百四十九条第三項及び第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第百五十四条第一項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

（従業者）

第六百六十五条 条例第七十条第一項の規定による福祉用具専門相

談員（令 第四条第

一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二人以上となるように行わなければならない。

（衛生管理等）

第七十二条 略

25 略

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

7 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（揭示及び目録の備付け）

第七十三条 略

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第六百六十五条 条例第七十条第一項の規定による福祉用具専門相

談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第

一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二人以上となるように行わなければならない。

（衛生管理等）

第七十二条 略

25 略

（揭示及び目録の備付け）

第七十三条 略

(準用)

第七十五条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十三条、第二十四条から第二十八条まで、第三十六条並びに第六十五条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、第四条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第八条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十五条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十四条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十四条、前條、次條、第三十七條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十一條から第二十三條まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第七十三條から第七十六条まで並びに第七十七条において準用する条例第七條から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第六十七條から第七十四條まで並びに第七十五条において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで並びに第六十五条第一項、第二項及び第四項」と、第六十五条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十五条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十三条、第二十四条から第二十八条まで、第三十六条並びに第六十五条第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、第四条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第八条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十五条第一項及び第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第十四条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十六条中「第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条並びに第三十四条において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十四條、前條、次條並びに第三十八條において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十條から第二十三條まで及び第二十四条から第二十八条まで」とあるのは「第七十三條から第七十六条まで並びに第七十七条において準用する条例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條の規定並びに第六十七條から第七十四條まで並びに第七十五条において準用する第三條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで並びに第六十五条第一項及び第二項」と、第六十五条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十七條 第三條から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで、第三十六條、第六十五條第一項、第二項及び第四項並びに第六十六條から第七十四條までの規定は、條例第七十八條第一項に規定する基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三條第一項、第二十七條第一項及び第七十三條第一項中「條例」とあるのは「條例第七十九條において準用する條例」と、第四條中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第八條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一條中「條例第四條第一項に規定する訪問介護員等（以下この節において単に「訪問介護員等」という。）」とあり、並びに第六十五條第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二條第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第六十七條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「條例第七十八條第一項に規定する基準該当福祉用具貸与」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する條例第七條から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十四條、前條、次條、第三十七條並びに第三十八條において準用する第三條から第十一條まで、第十四條、第十七條、第二十一條から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とあるのは「第七十九條において準用する條例第七條から第九條まで、第十五條の二から第十七條の二まで及び第七

(準用)

第七十七條 第三條から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十四條、第十七條、第二十三條、第二十四條から第二十八條まで、第三十六條、第六十五條第一項及び第二項 並びに第六十六條から第七十四條までの規定は、條例第七十八條第一項に規定する基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三條第一項、第二十七條第一項及び第七十三條第一項中「條例」とあるのは「條例第七十九條において準用する條例」と、第四條中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第八條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一條中「條例第四條第一項に規定する訪問介護員等（以下この節において単に「訪問介護員等」という。）」とあり、並びに第六十五條第一項及び第二項 中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二條第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第十四條中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあり、及び第六十七條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「條例第七十八條第一項に規定する基準該当福祉用具貸与」と、第三十六條中「第二十八條から第三十條まで、第三十二條、第三十三條並びに第三十四條において準用する條例第七條から第九條まで、第十六條及び第十七條 の規定並びに第三十四條、前條、次條 並びに第三十八條において準用する第三條から第十一條まで、第十四條、第十七條、第二十條 から第二十三條まで及び第二十四條から第二十八條まで」とあるのは「第七十九條において準用する條例第七條から第九條まで、第十六條、第十七條 及び第七

十四条から第七十六条までの規定並びに第七十七条において準用する第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十三条、第二十四条から第二十八条まで、第六十五条第一項、第二項及び第四項並びに第六十七條から第七十四條まで」と、第六十五条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第六十六条中「条例第七十二条第一項」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第七十二条第一項」と、第六十七条第二項中「条例第七十三条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第七十四条第二号中「第七十二条第四項」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条第四項」と、同条第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十七条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十五条 第三条から第八条まで、第十条、第十一条、第十七条、第二十一条、第二十三条、第二十四条から第二十八条まで、第三十六条、第六十五条第一項、第二項及び第四項、第七十条、第七十一条並びに第七十三条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十六条において準用する条例」と、第四条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第八条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一条及び第二十一条第一項中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十五条第一項、第二項及び第四号中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十一条第一項並びに第三項第一号及び第三号中「訪問介護員等」とある

十四条から第七十六条までの規定並びに第七十七条において準用する第三条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十七条、第二十三条、第二十四条から第二十八条まで、第六十五条第一項及び第二項並びに第六十七條から第七十四條まで」と、第六十五条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第六十六条中「条例第七十二条第一項」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第七十二条第一項」と、第六十七条第二項中「条例第七十三条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第七十四条第二号中「第七十二条第四項」とあるのは「第七十七条において準用する第七十二条第四項」と、同条第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十七条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十五条 第三条から第八条まで、第十条、第十一条、第十七条、第二十一条、第二十三条、第二十四条から第二十八条まで、第三十六条、第六十五条第一項及び第二項、第七十条、第七十一条並びに第七十三条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十六条において準用する条例」と、第四条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第八条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十一条及び第二十一条第一項中「訪問介護員等」とあり、並びに第六十五条第一項及び第二項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」と、第二十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」とあるのは「利用者」と、第二十一条中「訪問介護員等」とある

第四百四十条、第五百五十八条、第六百六十四条、第六百七十五条、第七百七十七条及び第八百八十五条において準用する場合を含む。）及び第四百四十六条第一項（第六百六十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る条例第八十六条の二第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、条例第八十六条の二第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

附 則

1
1
21 略

22 （療養病床等を有する病院等に関する経過措置）

第四百四十一条第一項の規定にかかわらず、条例附則第二十五項に規定する療養病床等（以下単に「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院及び当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

附 則

1
1
21 略

22 （療養病床等を有する病院等に関する経過措置）

第四百四十一条第一項の規定にかかわらず、条例附則第二十五項に規定する療養病床等（以下単に「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院及び当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

23 第四百十二条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日 までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に便所を置かないことができる。

24 第二百五十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日 までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

25 第六十条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日 までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に便所及び食堂を置かないことができる。

23 第四百十二条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に便所を置かないことができる。

24 第二百五十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

25 第六十条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十一条第三項（新規則第二十九条の三、第三十二条、第三十八條、第四十條、第四十九條、第五十四條、第五十九條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、新規則第三十六條の二第三項（新規則第四十條において準用する場合を含む。）、第六十五條第三項（新規則第七十條、第八十三條、第九十一條、第一百七七條、第一百五條の三、第一百十九條及び第三十二條において準用する場合を含む。）、第六十六條第二項（新規則第七十條、第八十三條、第一百七七條、第一百七十五條、第一百十五條の三、第一百十九條、第五十八條及び第六十四條において準用する場合を含む。）、第八十九條第二項（新規則第一百三十二條及び第四十條において準用する場合を含む。）、第一百四十四條、第一百四十五條第四項、第一百五十四條第四項（新規則第六十四條において準用する場合を含む。）及び第一百七十二條第六項（新規則第七十七條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規則第八十條第四項第一号(2)の規定に基づき利用定員が十人を超える秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第一百五條に規定するユニットを整備する同条例第八十六條第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新規則第九十二條第二項第三号及び第一百四十四條第二項の基準を満たすほか、同条例第八十六條第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第八十條第四項第一号(5)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。